

## 「第 29 回 機械要素技術展」静岡市ブース 共同出展の注意事項

出展者は、静岡市が定める本出展の注意事項を遵守しなくてはなりません。これらに違反していると静岡市が判断した場合、その時期を問わず、出展申込をお断りし、または出展決定を取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。また、これにより発生するすべての損害に対し、静岡市は補償を行いません。

### 1. 出展申込の承認

静岡市がオンライン上で出展申込みを受付け後、審査の上、出展の決定を行うものとします。  
なお、審査結果・内容は開示いたしません。

### 2. 静岡市ブース内の出展位置の決定

各共同出展者の出展位置については、出展効果向上のため、静岡市が決定します。

### 3. 展示スペースの転貸等の禁止

出展者は出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、交換、譲渡できません。

### 4. 展示スペースの施工・装飾

静岡市が、各共同出展者の展示スペースの装飾も含めたブース全体の装飾を行います。  
原則、共同出展ブース全体の統一感を損なう独自の追加装飾はできません。

### 5. 展示物の管理と免責

展示物及び資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示小間を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失または損害について静岡市はその一切の責任を負いません。

### 6. 法的保護

展示会開催期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生するトラブルについては、静岡市は一切の責任を負いません。

### 7. 展示会の開催中止・会期変更

天災その他の不可抗力によって本展示会が開催困難となった場合は、展示会主催者により開催期日の変更、短縮もしくは中止することがありますが、生じた一切の損害について静岡市は責任を負いません。

### 8. 個人情報の取り扱い

静岡市が、静岡市ブース共同出展において取得した出展者の個人情報は、静岡市で実施する事業案内等に利用する場合があります。

## 9. 反社会的勢力の排除

出展企業が次の①～⑤のいずれかに該当している場合、静岡市は出展を取り消し、当該出展者に対して展示会等に関わる損害の一切の責任を負いません。また出展の取り消しにより、静岡市に損害が生じた場合は当該出展者がその責任を負うものとします。

- ① 役員等が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 10. 説明会への出席

共同出展者は、静岡市及び共同出展のブース装飾を担当する事業者等が開催する説明会に、ご出席いただきます。

## 11. アンケートの提出

展示会終了後、出展に関するアンケートにご回答いただきます。

## 12. 会期中の写真撮影及び市 HP への掲載

次年度以降の参考とするため、会期中及び会期前日に写真撮影をさせていただきます。

また、撮影した写真を市 HP へ掲載することがありますので、あらかじめご承知おきください。